

令和元年度 第1回 桑名市地域公共交通会議

令和元年8月26日（月） 10：00～
桑名市役所

資料1 昨年度のふりかえり

平成30年度 桑名市地域公共交通会議

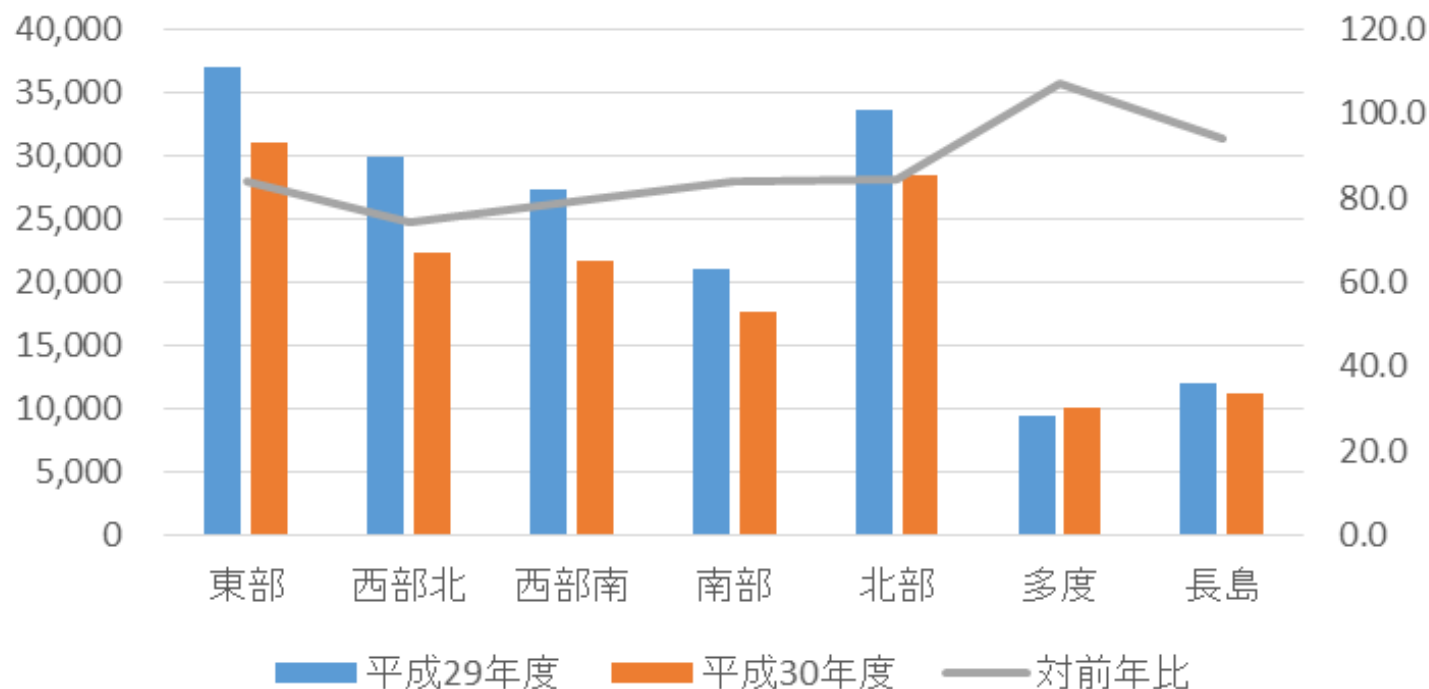
開催年月日	議題	主な議論等
平成30年 4月16日	報告事項 ・平成29年度コミュニティバス利用実績 協議事項 ・長島ルート朝便におけるデマンド乗合タクシーの試験運行について ・長島ルート循環便におけるルート改正について ・コミュニティバス全路線における日曜日運休について	・7月からの試験運行でデマンド乗合タクシーの利用者が多かった場合、またバスに戻すことも想定しているのか。 ⇒利用者が増えた場合は、多くの乗客輸送が可能なバスの方がコスト面で有利になるためバスに戻すことも検討していく。 ・日曜運休について全路線ではなく路線別に検討していくという考え方はできないのか。 ⇒路線別にみても、全体的に日曜日が少ないという結果になっているため、全路線で実施していきたい。
平成30年 8月 7日 (書面審議)	住吉地区の水辺空間を活用した社会実験による臨時シャトルバスの運行	平成30年8月20日 承認証明書発行

平成30年度 桑名市地域公共交通会議

開催月日	議題	主な議論等
平成31年 1月23日	協議事項 ・会長及び副会長の選出 ・コミュニティバスの役割について 報告事項 ・桑名市デマンド乗合タクシー試行状況について	・岩崎 恭典 会長、藤原 隆 副会長 選出 ・コミュニティバスを民間路線バスと重複している場所に走らせるのは問題があり、交通空白地を埋めるよう効率よく運行することが必要。 ・コミュニティバスは、鉄道及び民間路線バスの補完をするという性格を強める必要がある。 ・多度・長島の総合支所が地区市民センターになり、本庁に行く機会が増え、さらに桑名市総合医療センターが開院したことから、直接、<u>多度地区・長島地区から市役所や医療センターに乗り入れできないのかという声もある。</u> ・多度地区、長島地区については、コミュニティバスの充実が望まれる。一方で民間路線バスとの重複は是正する必要があることから、予算に限りがある中で、<u>現在走っている桑名地区のルートをかなり間引くことも考える必要がある。</u> ・<u>公共交通の維持は行政だけで行うのは困難であり、市民も公共交通を自分たちで守っていこうという意識が必要。行政と市民が一緒になって公共交通を維持できるような仕組みが求められる。</u>

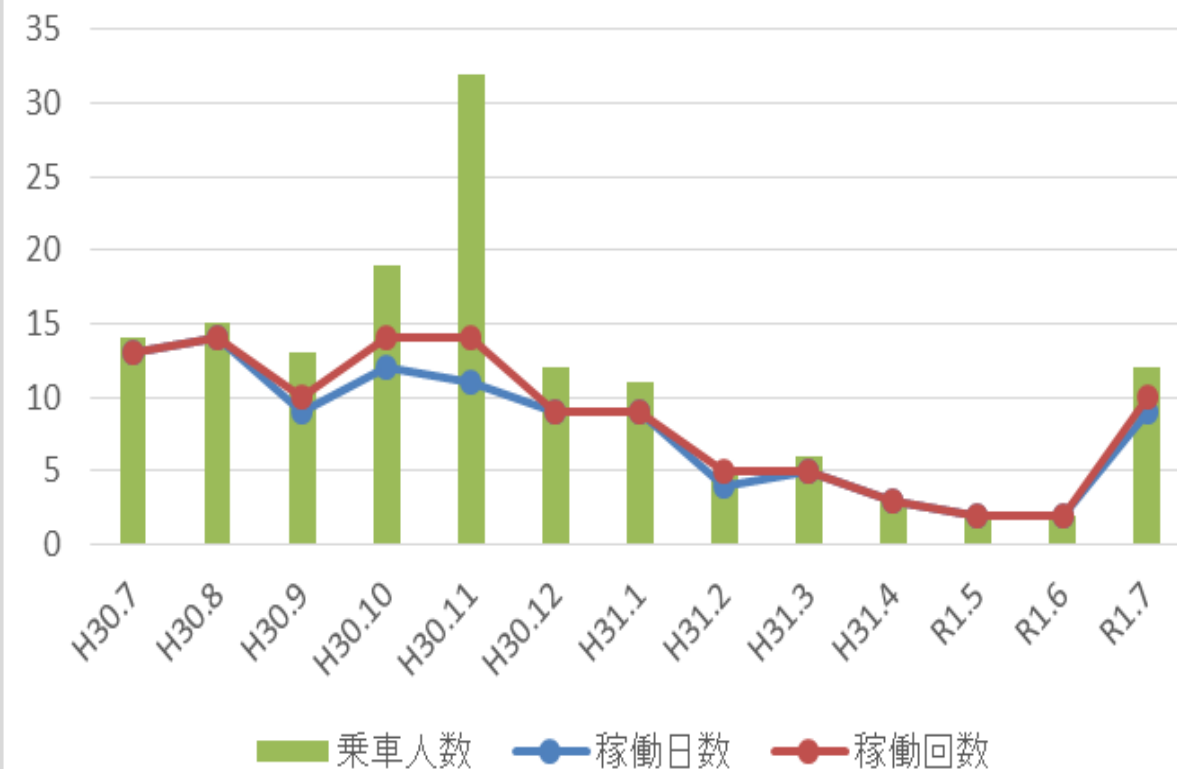
平成30年度ルート別利用状況

平成29,30年度比較(前年同期比)



ルート	東部	西部北	西部南	南部	北部	多度	長島(デマンド含む)
平成29年度	37,052	29,923	27,397	21,040	33,626	9,382	12,012
平成30年度	31,079	22,272	21,724	17,618	28,408	10,075	11,278
対前年比	83.9	74.4	79.3	83.7	84.5	107.4	93.9

長島地区デマンド乗合タクシー年間実績



H30.7-R1.6				
バス停	乗車人数	降車人数		
福吉	4	0		
松中	2	0		
横満蔵	18	0		
長島スポーツランド前	18	0		
伊曽島(名四)	5	0		
ユニータウン	4	0		
ながしま遊館	22	0		
姫御前団地	43	0		
東殿名	2	0		
農協前	6	3		
長島駅前	5	97		
大倉スーパー前	1	2		
大倉集会所	3	1		
松ヶ島	1	0		
消防分署北	0	1		
福祉健康センター	0	30		
合計	134	134		

	H30.7	H30.8	H30.9	H30.10	H30.11	H30.12	H31.1	H31.2	H31.3	H31.4	R1.5	R1.6	年間合計	R1.7	全体合計
稼働日数	13	14	9	12	11	9	9	4	5	3	2	2	93	9	102
稼働回数	13	14	10	14	14	9	9	5	5	3	2	2	100	10	110
乗車人数	14	15	13	19	32	12	11	5	6	3	2	2	134	12	146

資料2 コミュニティバスの路線の見直し

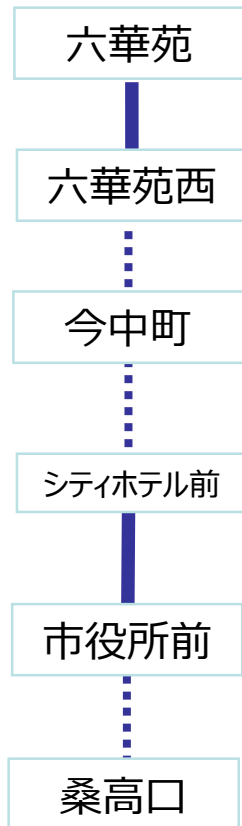
コミュニティバス ルート変更 事業計画

NO	作業	R1. 8月	9月				10月			11月			12月			R2.1月			2月			3月		
		下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	
1	第1回公共交通会議開催 新ルート案	第1回																						
2	新ルート案調整		新ルート案調整																					
3	第2回公共交通会議開催 新ルート案決定						第2回																	
4	運輸支局へ届出→許可									届出→許可														
5	市民周知													広報・HP等での周知										
6	新ルート運行																新ルート運行開始							

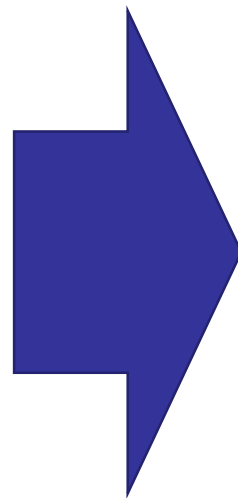
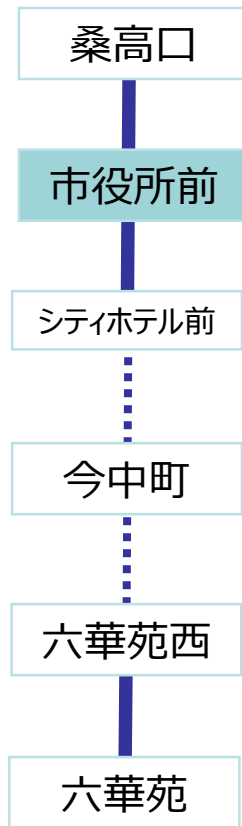
①東部ルート of 長島地区市民センター・桑名市役所への乗入れについて（別紙①－1、2）

東部ルート新旧対比

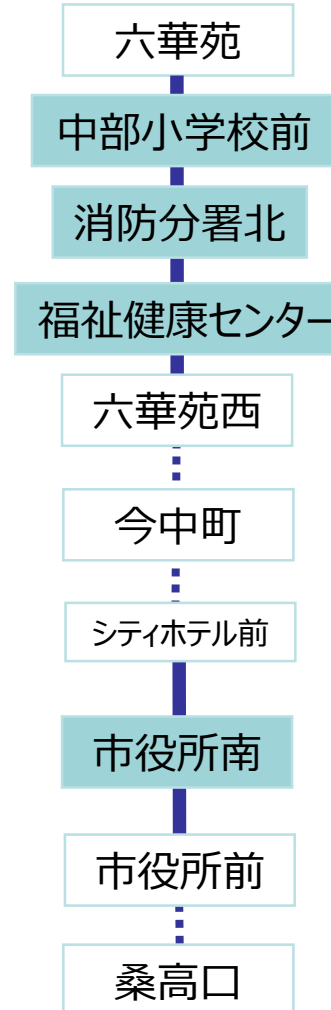
Aルート



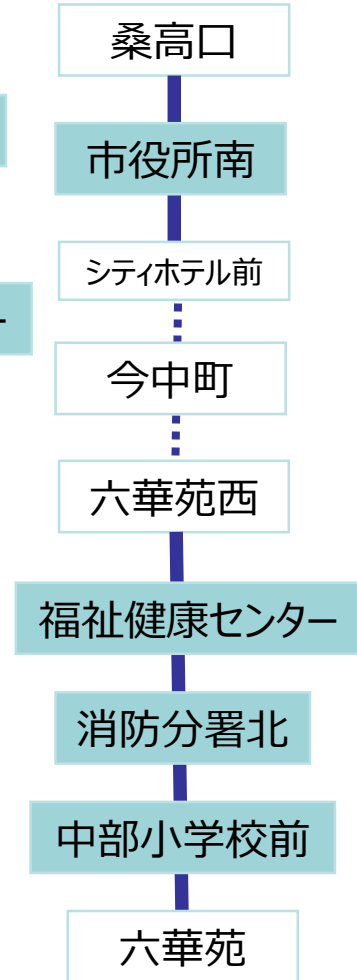
Bルート



Aルート



Bルート



長島地区市民センター乗り入れ

[illegible]

②南部ルート of 城南立田太平地区への延伸について

◇交通空白地への延伸

南部東ルート(案)の新設

南部ルート



【新】南部西ルート
(現:南部ルート循環A・B
を各4便から各2便へ)

+

【新】南部東ルート
(現:南部ルート循環A・B
を各2便を城南立田太平
地区へ延伸)

S 南 部 ル ー ト

循環A

番号	バス停	第1便	第3便	第5便	第7便
S1	桑名駅前	8:40	11:10	13:40	16:10
S2	有楽町	8:41	11:11	13:41	16:11
S3	桑名市総合医療センター	8:44	11:14	13:44	16:14
S5	末広町	8:46	11:16	13:46	16:16
S6	寺町	8:47	11:17	13:47	16:17
S7	田町	8:48	11:18	13:48	16:18
S8	博物館	8:49	11:19	13:49	16:19
S9	外堀	8:50	11:20	13:50	16:20
S10	柳原	8:51	11:21	13:51	16:21
S11	消防署前	8:53	11:23	13:53	16:23
S12	円通寺前	8:55	11:25	13:55	16:25
S13	江場中野町	8:56	11:26	13:56	16:26
S14	警察前	8:57	11:27	13:57	16:27
S15	ヨナハ総合病院前	8:59	11:29	13:59	16:29
S16	安永7丁目	9:00	11:30	14:00	16:30
S17	城南口	9:01	11:31	14:01	16:31
S18	東金井	9:07	11:37	14:07	16:37
S19	金井	9:08	11:38	14:08	16:38

循環B

番号	バス停	第2便	第4便	第6便	第8便
S1	桑名駅前	9:55	12:25	14:55	17:25
S2	有楽町	9:56	12:26	14:56	17:26
S3	桑名市総合医療センター	9:59	12:29	14:59	17:29
S4	シティホテル前	10:01	12:31	15:01	17:31
S27	市役所南	10:04	12:34	15:04	17:34
S26	三ツ矢橋	10:06	12:36	15:06	17:36
S25	了順寺前	10:07	12:37	15:07	17:37
S24	安永内科ペインクリニック前	10:08	12:38	15:08	17:38
S23	安永消防倉庫	10:10	12:40	15:10	17:40
S18	東金井	10:16	12:46	15:16	17:46
S19	金井	10:17	12:47	15:17	17:47
S20	西金井	10:17	12:47	15:17	17:47
S21	桑部東	10:20	12:50	15:20	17:50
S20	西金井	10:21	12:51	15:21	17:51
S19	金井	10:22	12:52	15:22	17:52
S18	東金井	10:23	12:53	15:23	17:53
S22	春日台	10:26	12:56	15:26	17:56
S17	城南口	10:32	13:02	15:32	18:02

◇新南部東ルート(案)

(別紙②ー1、2)

【概要】

- 現行南部ルートの警察前から城南立田太平地区まで延伸
- 1周50分程度を想定
- 1日右周り、左周り各2便
- 新バス停14箇所程度



資料3 消費税増税に伴う城南線の 利用料金の変更について

資料4 地域公共交通について 活発で良い議論ができる会議のために

資料5 これからの公共交通のあり方について

地域公共交通会議(平成31年1月23日)

◆主な議論の内容◆

- ・コミュニティバスを民間路線バスと重複している場所に走らせるのは問題があり、交通空白地を埋めるよう効率よく運行することが必要。
- ・コミュニティバスは、鉄道及び民間路線バスの補完をするという性格を強める必要がある。
- ・多度・長島の総合支所が地区市民センターになり、本庁に行く機会が増え、さらに桑名市総合医療センターが開院したことから、直接、多度地区・長島地区から市役所や医療センターに乗り入れできないのかという声もある。
- ・多度地区、長島地区については、コミュニティバスの充実が望まれる。一方で民間路線バスとの重複は是正する必要があることから、予算に限りがある中で、現在走っている桑名地区のルートをかなり間引くことも考える必要がある。
- ・公共交通の維持は行政だけで行うのは困難であり、市民も公共交通を自分たちで守っていこうという意識が必要。行政と市民が一緒になって公共交通を維持できるような仕組みが求められる。



令和元年7月29日 官庁速報(一部抜粋)

◎地域交通の計画制度見直しへ＝自治体の関与促進、法改正も一国交省

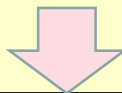
国土交通省は、地域公共交通に関する計画制度の見直し作業に着手する。自治体が計画を作る責務を法律上位置づけたり、計画策定と地域交通に関する予算面での支援の結び付きを強めたりすることなどを検討。地域の「足」の確保に向けて行政の主体的な関与を促進する考えで、今秋にも交通政策審議会(国交相の諮問機関)で具体的な議論を本格化させ、2020年通常国会への地域公共交通活性化再生法改正案の提出を目指す。

自治体が策定できる地域交通関連の計画には、地域の最適な生活交通のあり方などを示す「地域公共交通網形成計画」や、同計画に基づき既存路線の変更など具体的な対応策を盛り込む「地域公共交通再編実施計画」がある。このうち地域公共交通網形成計画は5月末までに515件策定されているが、法律上はあくまで「作成することができる」との位置付けにとどまっており、予算面でのメリットも乏しい。

そこで国交省は、計画策定を強く促す方向で自治体の責務を法律に位置付け、より積極的に地域交通に関与してもらう考え。計画策定を努力義務とするかどうかは、今後の審議会での議論を踏まえて決める。自治体が計画に織り込む内容についても、現在は目標値として利用者数を記載しているケースが多いが、住民の外出回数や利用する交通手段の変化、地域交通に対する公的負担などについて具体的に示すよう働き掛け、実効性を高める。

また、地域交通の維持に向けた予算面での支援に関しては、将来的には計画を策定した自治体に限って対象することも検討する。

・・・以下省略・・・



これから必要なこと…

地域の移動手段の確保

喫緊では、特に…

- ①「多度地区・長島地区の移動手段の確保」と「交通空白地の解消」
- ②「民間交通事業と共存」し、「地域が主体」となって「地域の実情」に応じたコミュニティバスの運行

そのためには何をしていくか……

①「利便性向上」+「きっかけ作り」で対話できる環境への土台作り

「多度・長島地区から桑名総合医療センター、桑名市役所へ乗入れするルート」、また、「交通空白地を解消するルート」を設定し、試行的に運行することで利用者の利便性の向上を図る。

また、試行的運行を検証することで地域が主体的に対話できるきっかけ作りを行う。

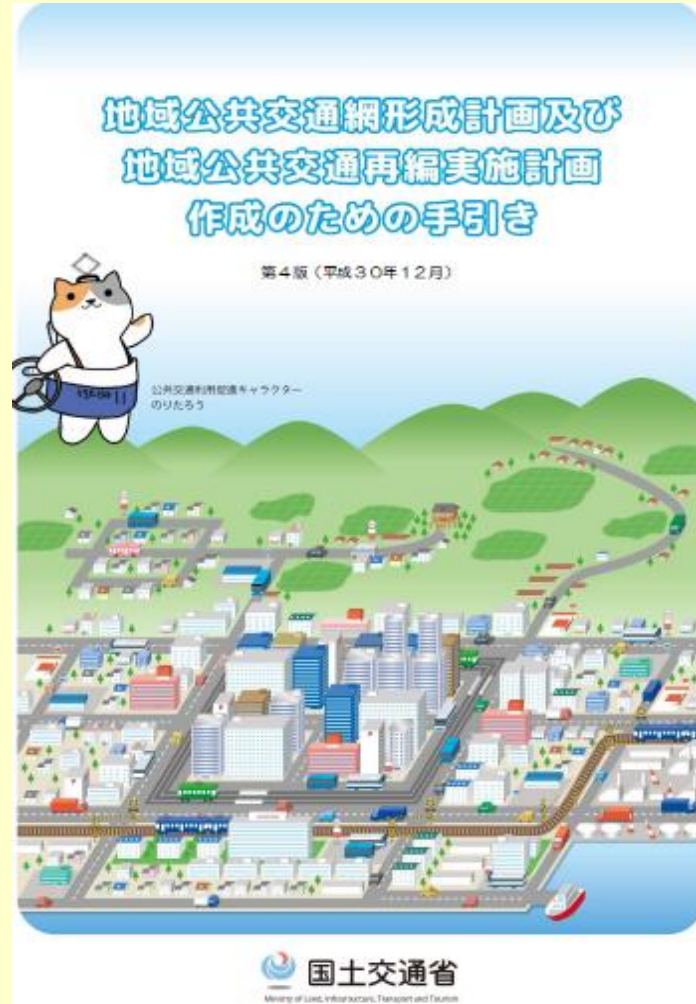
②行政と市民と交通事業者のマスタープラン「地域公共交通網形成計画」の策定

行政と市民と交通事業者の「共通認識」を持ち、関連する「公共交通機関と共存」する「地域が主体」の柔軟なコミュニティバスの運行。

地域公共交通網形成計画とは・・・

- ・地域にとって望ましい公共交通網の姿を明らかにする
マスタープラン。
- ・地域公共交通の現状、問題点、課題の整理を踏まえて、
公共交通のネットワークを一体的に形作り、持続させることを
目的に、地域全体の公共交通のあり方、住民、交通事業者、
行政の役割を定めるもの。

地域公共交通網形成計画とは・・・



地域公共交通網形成計画のイメージ

■ 網形成計画・・・公共交通ネットワークを具体化・明確化する計画

対象区域における幹線・支線・交通結節点を位置づけるなど、ネットワークの形成イメージを具体的に記載します。具体的な運行事業者やダイヤなどの運行計画の記載までは求められていません。



地域公共交通再編実施計画のイメージ

■再編実施計画・・・具体的な運行事業者やダイヤなど運行計画を定める計画

策定した網形成計画にもとづき、再編に伴う各路線の運行事業者や運行経路・停留所
運行回数、運賃体系などまで記載します。



地域公共交通網形成計画・地域公共交通再編実施計画
の法定の記載事項

▼網形成計画・再編実施計画の法定の記載事項

	地域公共交通網形成計画	地域公共交通再編実施計画
概要	「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにする「マスタープラン」	「マスタープラン（＝網形成計画）」を実現するための実施計画
記載事項	【記載する事項】（法§5②） ① 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針 ② 計画の区域 ③ 計画の目標 ④ ③の目標を達成するために行う事業・実施主体 （※本事項において、地域公共交通特定事業に関する事項も記載可能（法§5④）） ⑤ 計画の達成状況の評価に関する事項 ⑥ 計画期間 ⑦ その他計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項 【記載に努める事項】（法§5③） 都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携その他の持続可能な地域公共交通網の形成に際し配慮すべき事項	【記載する事項】（法§27の2①、法§27の3①） ① 実施区域 ② 事業の内容・実施主体 ③ 地方公共団体による支援の内容 ④ 実施予定期間 ⑤ 事業実施に必要な資金の額・調達方法 ⑥ 事業の効果 ⑦ 地域公共交通網形成計画に地域公共交通再編事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項 ⑧ 地域公共交通網形成計画に都市機能の増進に必要な施策の立地の適正化に関する施策その他の関係する施策との連携に関する事項が定められている場合には、当該連携に関する事項 ⑨ その他地域公共交通再編事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項

法定協議会の構成員例

基本的な構成員(例)

- 計画作成市町村
 - ・市町村長
 - ・関係部局長
- 公共交通事業者
 - ・公共交通事業者
- 道路管理者・港湾管理者
 - ・地方整備局（国道事務所）
 - ・都道府県（出先機関）
- 網形成計画内の事業実施主体
 - ・利用促進策を行うNPO等
（※事業内容に応じて選定）
- 公安委員会
 - ・地元警察署
- 利用者
 - ・利用者代表
- 学識経験者
 - ・大学等



課題に対応した構成員(例)

- 利用者等
 - ・商業関連（商業施設、商店街連合会等）
 - ・高齢者関連（老人会連合会等）
 - ・子育て関連（子育て支援組織等）
 - ・障害者関連（障害者支援組織等）
 - ・教育関連（学校等）
 - ・医療関連（病院等）
 - ・観光関連（観光協会等）

その他(例)

- 地方運輸局
- 近隣市町村
- 都道府県の公共交通担当者

※オブザーバーとしての参加も考えられます

▲協議会の構成員の例

地域公共交通網形成計画の作成メリット

①地域の実情に応じた公共交通網計画ができる

法定協議会で利用者、交通事業者、行政が対話、意見交換をして合意の上で計画策定を進めることで、地域の実情に応じた公共交通網計画ができる。

②交通政策実施根拠の明確化

「なぜこの地域にバスが通っていて、別の地域には通っていないのか？」「どういう基準で公共交通サービスを導入しているのか？」などの問いかけに明確に回答できる。

③公共交通事業者同士の連携強化

網形成計画は地域全体の公共交通をネットワークとしてとらえるため、地域全体の鉄道、バス、タクシーなどを一体として検討することにより各地域で活用できる公共交通機関全体の連携を強化できる。

今後のスケジュール

年	目標	内容
1年目 (2019年度) (令和元年度)	今後の方向性の共有 試行的にルート見直し	・8月 第1回地域公共交通会議 開催 試行的ルート見直し(案) 今後の方向性を共有 ・10月 第2回地域公共交通会議 開催 (予定) 試行的ルート見直し(案) ・「多度・長島地区から桑名総合医療センター・桑名市役所乗り入れルート」「城南立田太平地区ルート」を試行的運行
2年目 (2020年度) (令和2年度)	法定協議会設立に向けての醸成 法定協議会へ転換	・試行的運行ルート検証 ・法定協議会の設立準備 ・地域公共交通会議を法定協議会へ転換 (条例改正)
3年目 (2021年度) (令和3年度)	地域公共交通網形成計画の策定	・地域公共交通網形成計画の策定

桑名市の高齢者(65歳以上)免許返納者数の現状

年間 552人のペースか

